

安祥中学校校歌

兵藤康彦作詞

味岡 亘作曲

1 希望の朝日 さすところ
けやきの梢 空高く
白^{しろ}き学び舎 仰ぎみて
意志^{いし}と体 鍛えるは
たゆまず伸びる若人よ
おお 安祥 われらが母校

2 歴史も古き 安祥の
仰ぐ城址の 松風に
先^{せん}駆の偉業 し^しのびつつ
情操と技を 磨きゆく
黒き瞳の 若人よ
おお 安祥 われらが母校

3 ひかり 陽光輝く この^{みとせ}三歳
勤^{しん}労の徳^{のぞみ} うけつぎて
高き希望を 胸に抱き
世紀の空へ 巣立ちゆく
猛き姿の 若人よ
おお 安祥 われらが母校

安祥中学校校歌

作詞 兵 藤 康 彦

作曲 味 岡 亘



1. きぼうの あさひ さすところ けや き の こずえ そらたかく しろ
2. れきしも ふるき あんしょう の あお ぐ じょうしの まつかぜに せん
3. ひかりか がやくこのみと せ きん ろう の とーく うけつぎで たか



き ま な び や あー お ぎ み て
く の い ぎょ う しー の び つ つ
き の ぞ み を むー ね に だ き



こ ころ と から だ き た え る は た ゆ ま ず ー の び る わ こ う ど よ お
こ ころ と わ ざ を み が き ゆ く く ろ き ひ ー と み の わ こ う ど よ お
せ い き の そ ら へ す だ ち ゆ く た け き す ー が た の わ こ う ど よ お



お あん しょう われ ら が ぼーこ う
お あん しょう われ ら が ぼーこ う
お あん しょう われ ら が ぼーこ う

校 訓

敬 愛 練 磨

- ・豊かな心情をもち，社会のために尽くそう。
- ・基礎・基本をおさえ，学ぶ力をつけよう。
- ・心身を鍛え，たくましい気力・体力を作ろう。
- ・感謝の心をもち，骨身を惜しまずに働こう。

私たち安祥中学校生徒は校訓
を自覚し，学業に励み薰り高い
教養を身につけ，よりよい伝統
を育て美しい校風を打ち樹^たてる。

目 次

生徒会会則	5
生徒心得	10
諸届け,「学割証」の申請	13
交通安全規約	14
自転車	15
保健室の使用について	17
日本スポーツ振興センターの手続き	18
図書室利用のきまり	20
台風・大雨・大雪時における登校について	21
南海トラフ地震注意情報・予知情報が 発表されたときの登校について	23
祥ルームの利用について	24
新・安城ケータイ・スマホ宣言	28

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は安祥中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 人間性の基調に立ち、高い道義と真実に生き、薰り高い教養を身につけ、学校内外の生活の向上をはかり美しい伝統を残す。

第3章 会 員

第3条 本会会員は安祥中学校生徒とする。

第4章 議 会

第4条 本議会は、生徒会執行部、生徒委員会委員長、学級から選ばれた議員で構成する。議長は必要に応じ通学団正副団長、部長を召集することができる。

第5条 議会は次の諸事項を協議決定する。

- (1) 会則の作成及び改廃
- (2) 生徒会の行事に関する事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 生徒の学校内外の生活に関する諸問題
- (5) その他、会則の目的を達する必要な事項

第6条(1) 議会は必要に応じて議長が召集し開会する。

- (2) 議事は総議員の3分の2以上の賛成によってこれを決する。

第7条 議会の議長は、議員の互選によって決定し、議長は議会の議事をとる。任期は一期間とする。

第5章 役員及び議員

第8条 本会は、会長1名（高）、副会長2名（高・低各1）、書記2名（高・低各1）、執行委員4名（高・低各2）の役員と各委員会委員長（高）をおく。

第9条 役員は、学級三役、各委員会委員の選出に先立ち、全会員の無記名投票により選出する。

第10条 会長は、生徒会の首長であり、生徒会の全責任を負う。副会長は会長を補佐し会長不在の時、代行する。

第11条 書記は、次の記録の保持にあたる。

- (1) 会則附則の保管
- (2) 役員名簿
- (3) 議事録
- (4) 通信文
- (5) その他必要な事項

第12条 執行委員は、他の役員と共に行事の運営にあたる。

第13条 役員及び議員の任期は、前期（4月～9月）・後期（10月～3月）のそれぞれ一期間とするが、再選を妨げない。

第14条 役員がその任務を果たせなくなった場合は、次点の繰り上げ当選を認める。また次点者のない場合は、全員選挙によって選出する。会長の場合は、副会長の一人が会長になる。

第15条 役員の選挙は，前期は3月中，後期は9月中に実施することを原則とする。

第16条 議会に送る議員は，学級で選出された級長とする。

第6章 各種委員会

第17条 本会には次の委員会を設ける。

(1)執行委員会 (2)各種生徒委員会

(3)部長会

(特別委員会の長は，各委員会の委員の互選によって選出する。)

第18条(1) 執行委員会は，生徒会執行部で構成し，議会の運営および，重要な生徒活動の協議，検討をする。

(2) 会長は，必要に応じて委員会委員長をふくめて，執行委員会を開くことができる。

第19条 生徒委員会委員長は，学級三役，各委員会委員の選出に先立ち，全会員の無記名投票で選出する。副委員長は委員の互選とする。

第20条 学年計画委員会は，各学級の学級三役によって構成し，学年内の運営にあたる。

第21条 通学団長会は，正副団長によって構成し，通学団の企画推進・運営と団相互の連絡を行う。任期は1年とする。

第22条 各委員会の決議事項で全体の生徒にかかわる場合は，議会によって決定さ

れた後，運営されなければならない。

第7章 総 会

第23条 総会は，期間に1回もつことができる。ただし，臨時総会をもつ時は学校長の承認を得て実施できる。

第8章 財 政

第24条(1) 会計監査は，各期間末に顧問によって行う。

(2) 会員が病气けがなどのため連続1週間以上入院した場合（休業中も含む）は，見舞いの品を贈る。

第9章 顧 問

第25条 議会，各種委員会には顧問として先生をおく。顧問は，議会，各種委員会に出席して指導助言をし，1票の表決権をもつ。

第10章 最高決議権

第26条 議会の決定事項は，学校長の承認を得て実施する。

第11章 修正改廃

第27条 本会則の修正，改廃は，書類にされて執行委員会に提出する。

第28条 会則の修正，改廃は，議会の3分の2以上の賛成によって可決され成立する。

第29条 本会則は，議員の3分の2以上により承認され，学校長の許可を得て直ちに施行される。

第30条 本会の事務局は、安祥中学校におく。

生徒心得

生徒手帳を常に携帯し実践・活用することにより、よりよい安祥中生となるようにつとめる。

1. 生活

- (1) 交通安全規約を守り，登下校は定められた通学路を通る。
- (2) 登校時刻及び，下校時刻を守る。
- (3) 学習に必要なものは持ってこない。
- (4) 持ち物は規定の通学用バッグやナップサック，リュックサックに入れて登下校する。
- (5) 金銭の貸借をしない。
- (6) 特別な場合以外は，非常口・ベランダの出入りはしない。
- (7) いつもマナーを守り，他に迷惑をかけないように落ち着いた生活をする。

2. 服装

- (1) 標準学生服・セーラー服を着用する。
セーラー服を着用する場合は，スカートもしくはスラックスを選択する。
- (2) 夏季の上衣は，白のカッターシャツか開きんシャツ，もしくは白地のセーラー服を着用する。いずれも長そで，半そでを可とする。

- (3) 名札を台布（黒）に取り付け、右胸に糸で縫いつけるか、スナップボタンでとめる。

クリップ式の名札は、左胸のポケットにはさんでつける。

- (4) 通学用のくつは、白のひもつきの運動靴を使用する。また、運動に適したものにする。
- (5) ベルトは、地味なものを使用する。
- (6) 通学用ソックスは、白または黒または紺色または灰色の着用を可とする。ただし、ロゴやラインは華美でないものとし、長さは最大でひざ下までのものとする。
- (7) 制服を着用する際、黒色タイツの着用を可とする。（11月～3月のみ）
- (8) 頭髪は、中学生の生活と学習の場にふさわしい、清潔感のある活動的な髪型に心がける。
- (9) いつも中学生らしい清潔で清楚な服装、身なりに心がける。

3. 部活動練習時間

1 学期始業式～ 17：30(部活動終了)→17：45(下校完了)
4 月下旬～ 17：45(部活動終了)→18：00(下校完了)
9 月 1 日～新人戦 17：35(部活動終了)→17：50(下校完了) 9 月最初の週以降、新人戦まで日没時間を考慮して下校時間が早くなる。
新人戦後～ 日没30分前に下校完了時刻を設定 最短で 16：00(部活動終了)→16：15(下校完了)
1 月下旬～ 16：30(部活動終了)→16：45(下校完了)
2 月中旬～ 16：45(部活動終了)→17：00(下校完了)
2 月下旬～ 17：00(部活動終了)→17：15(下校完了)
3 月中旬～ 17：15(部活動終了)→17：30(下校完了)

※ 1 活動のない生徒の最終下校時刻は、「帰りのあいさつ」の15分後である。

諸 届 け

以下のような場合は、すみやかに学校に届け出る。

- ①欠席・遅刻・早退・体育（部活）の見学
……届出欄（P 28）の利用
- ②ガラスや校舎，学校備品の破損
……物品の破損届け
- ③登下校中や校内での事故やけが
- ④忌 引
 父母…………… 7 日以内
 祖父母・兄弟・姉妹…………… 3 日以内
 おじ・おば…………… 1 日
- ⑤授業日における各種競技大会への参加

「学割証」の申請

「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）」を提示すると、J Rの鉄道・航路利用において片道101キロ以上に限り、運賃が2割引となる。

- ①担任または事務担当者に申し出、「学割証交付願」を受け取る。
- ②「学割証交付願」に必要事項を記入し、提出する。
- ③乗車券を購入する際に「学割証」を提出し、「生徒手帳」を提示する。

交通安全規約

1. 交通信号，交通標識，その他交通規則をよく守ること。
2. 歩行者，自転車を問わず道路から出るときはとび出さない。
3. 歩行者は歩道のある場合は，歩道を歩くこと。車道を歩かない。
4. 歩道のない場合は，道路の右側端を通る。一列を原則とする。
5. 横断歩道は左右の安全をよく確認して渡る。
6. 車両の直前，直後で道路を横断することを禁止する。（歩行者）
7. 自転車の場合は道路の左側端を一列で通らねばならない。二列通行は厳禁とする。
8. 二人乗り・片手乗り・無灯火，雨傘をさして乗ることを禁止する。
9. 踏切では一旦止まって左右を確認する。
10. 右折は大回りする。信号機がある場合は二信号で渡る。（自転車）
11. 自転車に乗る時はヘルメットを必ずかぶる。

自 転 車

1. 自転車本体について

- (1) ドロップハンドル，極端なアップハンドル（セミアップも含む）の自転車は使用しない。
- (2) スタンドは両脚スタンドとする。
- (3) メーター類，ハブスナップ（二結棒）類等は使用しない。
- (4) 前照灯，反射板，錠は完備する。
- (5) 荷台は，かばんが安定する強さと大きさであること。
- (6) 錠は必ずつけること。二重ロックが望ましい。
- (7) 普通軽快自転車及び，内装変則ギヤ付きの自転車を使用する。

2. 自転車の使用について

- (1) 自分のからだに合った自転車に乗る。
- (2) 自転車に乗る時はヘルメットを必ずかぶる。
- (3) 雨天の日は、雨がっぱを着用する。
- (4) 自転車通学許可者は以下の通りである。
一般許可（上条・土器田・河野・広畔・古井・東尾・西尾の一部）
特別許可（特別な事情のある生徒）
- (5) 夏休み、冬休み、春休み、土・日の部活動、特別な事情による登下校に自転車を使用することを許可する。なお、部活

動ごとに自転車点検を行うこととする。
安祥中生の自転車使用マナーが悪い場合
は、使用可否を再検討することとする。

- (6) 登下校の際に混雑している時は、中川
電気前の交差点・安城町天草の交差点、
プールのかどからは自転車から降り、引
いて歩く。(校内では絶対に乗らない。)

3. 自転車保険の義務化について

自転車の安全で適正な利用の促進に関する
条例に基づき、自転車損害賠償責任保険等に
必ず加入し、自転車にTSマークを添付する。

保健室の使用について

1. 使用目的

保健室は、身体の測定・病気やけがの手当て（医者へ行くまでの応急手当）・各種検査・健康相談・保健活動等において使用する。

2. 使用方法

病気やけがをした場合、保健委員と共に入室する。授業中は、急を要する者のみ、教科担任・担任に申し出て、保健委員、または、級長が引率して保健室へ行く。

【病気の場合】

- ① 体温を測定しながら、「病気の記録」に記入する。
- ② 学校では、内服薬は原則として使用しない。
- ③ 休養が必要な場合は、先生の許可を受け、ベッドを使用する。
- ④ 保健室での休養は、原則として1時間とし、休養しても快方に向かわない者は早退する。その場合、家庭に連絡し、保護者の迎えで帰宅することを原則とする。

【けがの場合】

- ① 処置を受けたら、「けがの記録」に記入する。
- ② 下校後受診した場合は、必ず担任まで申し出る。

日本スポーツ振興センターの手続き

《学校管理下の災害発生により

医師の治療を受けた場合》

1. すみやかに担任に申し出て手続きをとる。
2. 担任から渡された「医療等の状況」の用紙を病院へ提出し、月末までに記入してもらい、担任へ提出する。病院からの処方箋で保険薬局から調剤を受けた場合、薬局で「調剤報酬明細書」に記入してもらい、担任に提出する。
3. 次の月へ継続する場合は新しい「医療等の状況」の用紙を病院へ提出し、治療が完了するまで「2」をくり返す。
4. スポーツ振興センターの給付金は、関係書類を提出すると数か月後に指定口座（保護者名義）に振り込まれる。そのためには病院へ依頼した「医療等の状況」の用紙を忘れないように学校へ提出すること。

備考

- 学校管理下の災害とは、登下校や校外学習を含めて学校内でのけがをいう。ただし、次の場合のけがは含まれない。
 - ・通学路以外の道路での登下校時
 - ・許可を受けていない自転車通学
 - ・交通事故
 - ・故意によるけが

- 負傷の原因がはっきりしない場合や医療費の診療報酬が500点未満の場合は、給付金は支給されない。

図書室利用のきまり

1. 閲 覧

- (1) 閲覧は、月曜日から金曜日の昼放課とする。それ以外の時間に閲覧したいときは、係の許可を受ける。
- (2) 閲覧は、図書室内を原則とする。

2. 貸し出し

- (1) 貸出期間は1週間とする。
- (2) 図書委員に学年・学級・名簿番号を申し出て、手続きを行う。
- (3) 雑誌・百科事典などは、原則として貸し出さない。

3. 返 却

- (1) 返却予定日までに返却する。
- (2) 図書委員に返却手続きを申し出る。

4. 図書室のエチケット

- (1) 大声を出したり、音を立てたりしないようにしよう。
- (2) 本はあった場所へ整とんして返そう。
- (3) 図書を大切に扱おう。
- (4) 学校司書や図書委員の注意や指示には、従うようにしよう。

台風・大雨・大雪時における 登校について

1. 安城市に暴風警報または暴風雪警報が 発表された場合

- (1) 登校前に警報が発表されているとき
 - ア. 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - イ. 午前6時までに（午前6時00分を含む）安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。
 - ※アのとき、道路・橋の破損や冠水、河川の増水などで登校が危険なときは、登校しなくてもよい。
- (2) 登校後に警報が発表されたとき
 - 先生の指示に従い行動する。

2. 安城市に特別警報が発表された場合

- (1) 登校前に特別警報が発表されているとき
 - 登校せず、自宅待機とする。
- (2) 特別警報が解除されたとき
 - 解除後も学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とする。
 - ・情報は、学校ホームページおよび緊急メール配信システム等より発信される。
- (3) 登校後に特別警報が発表されたとき

○先生の指示に従い行動する。

- ・保護者への引き渡しまたは下校を安全に行えると判断するまでは、学校で待機する。

3. 安城市に強風注意報・大雨洪水警報が 発表された場合

(1) 登校前に発表されているとき

ア. 登校が危険な場合（道路・橋の破損や冠水，豪雨など）は，安全が確認されるまで，登校を見合わせる。

イ. 登校する場合は，危険箇所を避けて登校する。

(2) 登校後に発表されたとき

○先生の指示に従い行動する。

南海トラフ地震注意情報・予知情報が 発表されたときの登校について

1. 登校前に注意情報・予知情報が発表された場合
○登校せず，自宅待機とする。
2. 登校後に注意情報・予知情報が発表された場合
○先生の指示に従い行動する。
 - ・保護者への引き渡しまたは下校を安全に行えと判断するまでは，学校で待機する。

祥ルームの利用について

スクールカウンセラーが行う相談は、本館2階の祥ルームで行う。ご家族の方も相談できる。

相談するには予約を取る必要があるので、下記の方法で申し込みをする。

【予約方法】

- ① 担任の先生、担当の先生、養護の先生のいずれかに「スクールカウンセラーと話したい」と口頭で申し込む。
→後日、予約の日時が伝えられる。
- ② スクールカウンセラーに直接口頭で申し込む。
→その場で予約の日時が伝えられる。
※1対1の相談を基本とする。

進路、性格、身体、友人関係、
いじめ、不登校、虐待、
非行問題など…

一人で悩まないで
相談しましょう！



様々な問題を抱えて
悩んでいるあなた、
そして家族の皆さんの
悩みの相談に応じます

秘密は守られます

愛知県・愛知県教育委員会・愛知県警察本部
安 城 市 教 育 委 員 会

次のところで 悩みの相談ができます

- 子どもSOSほっとライン24〔愛知県総合教育センター〕
(毎日24時間) **☎0120-0-78310**
- 教育相談 〔安城市教育センター相談事務室〕
(月～金 9:00～17:00) **☎76-9674**
- 家庭教育相談電話 〔県教育委員会あいちの学び推進課〕
(月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始を除く)
☎052-961-0900
- 教育相談 〔愛知県総合教育センター〕
(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く)
☎0561-38-2217
- こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕
(毎日10:00～22:00 年末年始を除く)
☎052-261-9671
- ヤングテレホン 〔愛知県警察本部〕
(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く)
☎052-764-1611
- 被害少年相談電話 〔愛知県警察本部〕
(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く)
☎0120-7867-70
- 子どもの人権110番 〔法務省〕
(月～金 8:30～17:15) **☎0120-007-110**
- 電話相談子ども家庭110番 〔愛知県福祉局〕
(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く)
☎052-953-4152

- いのちの電話〔社会福祉法人愛知いのちの電話協会〕
(毎日24時間) ☎052-931-4343
- あいち心のサポート相談(SNS)〔愛知県医務課〕
 - (1) LINEで「あいちこころのサポート相談」を「友だち登録」し、「相談を開始する」から相談する。
 - (2) Facebookで「あいちこころのサポート相談」アカウントをフォローし、相談を開始する。

児童相談センター等でも 相談を受け付けています

- 児童相談所虐待対応ダイヤル
(毎日24時間) ☎189
- 刈谷児童相談センター
(月～金 8:45～17:30) ☎0566-22-7111
虐待やいじめ、不登校、非行問題等の相談に応じています。

安祥中にも相談窓口があります

スクールカウンセラー等が悩みの相談に応じます。本人だけでなく、ご家族の方も相談できます。(P24参照) ※相談の日時は、学校にお問い合わせください。

安城市教育委員会や市適応指導教室等

でも相談に応じています

※安城市教育センター相談事務局にお尋ねください。

新 安城ケータイ・スマホ宣言

ケータイ・スマホの契約は、小中学生だけではできません。そのことをふまえ、保護者とよく相談の上、次のことを守って使うようにします。

わたしたちは、

① SNS に個人の特定につながる情報を載せません。

- ・自分や相手が嫌な思いをしないようにします。
- ・写真や動画を勝手に載せません。
- ・一度載せた情報は、一度と消すことはできません。

② 何かをしながら、ケータイ・スマホを使いません。

- ・自転車乗車中や歩行中に使うことは、身の危険につながります。
- ・食事中や会話中に使うことは、相手に対して失礼なことです。
- ・勉強中に勉強以外の目的で使うことは、集中しにくい環境をつくります。

③ いじめやトラブルが起こらない行動をします。

- ・相手になったつもりで、メッセージを送ります。
- ・むやみに、自分の中の常識や気持ちを他人に押し付けません。
- ・自分の家で決めたルールを友達にも伝え、わかってもらうようにします。

④ SNS で知り合った人と会いません。

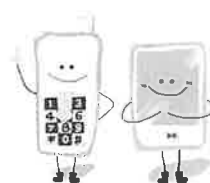
- ・知らない人やあやしい人をSNSで追加や承認、連絡をしません。

⑤ 保護者や先生に相談・報告します。

- ・お金に関することは、保護者の許可をとってから行います。
- ・困ったら、一人で抱え込まず、大人に相談します。

⑥ 家庭で話し合ってルールを作ります。

- ・一日に使うよい時間数を設定します。
- ・決めた場所以外では使いません。
- ・夜間は、決めた場所に置いておきます。



令和元年 11 月 15 日

安城市中学生ふれあい会議にて採択

ケータイくん スマホちゃん